

令和8年 第1回 東神楽町農業委員会総会議事録

1. 日時 令和8年1月26日（月） 15時30分 から 16時50分

2. 開催場所 東神楽町複合施設はなのわ2階201会議室

3. 出席委員 12名

会長	12番	島田 謙介
会長職務代理	1番	伴野 善清
	2番	安藤 有一
	3番	蒔田 義仁
	4番	野々瀬 浩司
	5番	栗本 豊美
	6番	伴野 竜太
	7番	北山 秀雄
	8番	前田 哲也
	9番	伊藤 伸也
	10番	西村 俊彦
	11番	藤田 尚広

4. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名について

第2 報告第1号 農業委員会の概況報告について

第3 報告第2号 農地法第52条による賃借料情報の提供について

第4 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等
促進計画の要請及び認可公告について

第6 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定による要請について

第7 その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 熊谷 俊輔

主査 宮原 健太

主査 河内 大輝

開会

事務局長	皆さんこんにちは。只今の出席委員は11名であります。前田委員は、営農懇談会終了後来られる予定です。定足数に達していますので令和8年東神楽町農業委員会第1回総会を開会いたします。東神楽町農業委員会憲章を朗誦いたします。ご起立願います。今日は5番目になります。私に続いて朗説願います。ひとつ、農業委員会は、農業者の期待と信頼に応え、新時代をひらく農政活動に努めます。ご着席下さい。それでは会長からご挨拶をいただきます。
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

あいさつ

会長	はい。東神楽町農業委員会第1回通算759回総会にあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げます。令和8年度になり第1回目の総会になります。皆さん、改めまして今年もよろしくお願ひいたします。最近の話題としましては、衆議院が解散となり2月8日に投開票ということになりました。ここで1番困るのは予算の関係で、4月に持ち越しになるようです。令和8年度予算がスムーズに進むのか、国営工事等に影響はないのか。しっかりと採択されるのか、私は不安に感じています。解散してしまったものは仕方がないのですが、もしかしたら鈴木大臣も変わらぬのではないかと懸念しているところではあります。皆さん、一緒に頑張りましょう。本日総会ですが、案件も多いですが慎重審議をお願いしたいと思います。
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

会議録署名委員の指名について

会長	それでは議事に入ります。日程第1会議録署名委員の指名について、5番栗本豊美委員、6番伴野竜太委員、よろしくお願ひいたします。
----	----------------------------------------------------------------

【報告】農業委員会の概況報告について

会長	続きまして日程第2報告第1号、農業委員会の概況報告について事務局よりお願ひします。
河内主査	はい。前回総会以降における農業委員会の概況について報告いたします。12月23日、旭川市で開催されました土地改良区合併予備調印式へ島田会長に出席いただいております。1月8日、新年交礼会へ伴野代理に出席いただいております。1月14日、東神楽町地域農業再生協議会役員会へ島田会長に出席いただいております。1月15日、旭川市で開催されました令和7年度第2回中央部ブロック会会議へ島田会長に出席いただいております。1月16日、東神楽農業協同組合第1回役員推薦会議へ島田会長に出席いただいております。先ほどご指摘がありました。記載漏れが1件ございます。あっせん委員会を開催しております。1月7日。伴野代理、伊藤農地部会長、藤田委員の3名に出席いただいております。申し訳ありません。以上です。
会長	ありがとうございました。

【報告】農地法第52条による賃借料情報の提供について

会長	日程第3報告第2号農地法第52条による賃借料情報の提供について、事務局より説明お願ひいたします。
宮原主査	賃借料情報の提供について報告いたします。全町一本型として、年に1度、田の賃借料情報を提

	供することとなっています。前年、令和7年1月から12月までの期間内で、農用地利用集積計画の公告のあった賃貸借により筆数、件数、金額を出しています。筆数が308筆。件数が142件。賃貸の反当価格は、最高額15,000円。最低額が5,000円。平均額は12,200円。昨年度と比べますと、平均額は200円増額となります。表の下にも記載してありますが、1筆ごとに10アールあたりの賃借料を求めていて、集計する際には反当15,000円を超えるもの、また5,000円未満のものについてはデータの信頼性を高めるために除外をして計算しています。今回の賃借料情報は、町広報誌等へ掲載予定です。以上です。
会長	はい。ありがとうございました。

【議案】農地法第18条第6項の規定による通知について

会長	日程第4議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてですが、10番から12番まで会議規則15条の規定により北山委員の退席を求めます。それでは、事務局より説明お願いいたします。
河内主査	はい。今回は11件ございます。番号10番から15番までの6件につきましては、○○さんの農地売買に伴い、国営工事後に締結された賃貸借契約を合意解約するものとなっております。いずれも解約成立日は令和7年12月15日、土地引渡日は令和7年12月31日となっており、解約事由は売買ほか、農地整理や貸し替えのためとなっております。それでは、個別に説明していきます。10番、貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」。面積9,247m ² 。当初契約期間は令和6年4月30日から令和9年11月30日までの4年間で、基盤強化法で締結された内容となっております。11番、貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか4筆。総面積12,805.5m ² 。当初契約期間は10番と同じです。12番も貸主○○さん、借主○○さんですが当初の契約期間が異なります。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか17筆。総面積19,743.77m ² 。当初契約期間は令和5年6月29日から令和9年11月30日までの5年間となっております。以上です。
会長	続きまして、13・14番。会議規則15条の規定により○○の退席を求めます。それではよろしくお願いします。
河内主査	13番、貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか1筆。総面積22,115m ² 。当初契約期間は12番と同じです。14番、貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか4筆。総面積27,828m ² 。当初契約期間は12番と同じです。以上です。
会長	続きまして15番から説明お願いします。
河内主査	15番。貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」。面積6,576m ² 。当初契約期間は12番と同じです。以上が○○さんに関係する内容となります。16番、貸主○○さん、借主○○さん。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか13筆。総面積15,846m ² 。解約成立日、令和7年12月18日。土地引渡日、令和7年12月31日。こちらは貸し替えのための合意解約となっております。当初の契約期間は令和2年12月1日から令和12年11月30日までの10年間で、基盤強化法で締結された内容となっております。○○さんの耕作地は居住する○○に集約されており、唯一離れたこの土地○○の付近ですが、ここを解約する

	ことで作業の効率化が図られるものと考えられます。17番、貸主〇〇さん、借主〇〇。所在〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか5筆。総面積48, 743m ² 。解約成立日、令和7年12月15日。土地引渡日、令和8年3月30日。こちらは農地整理のための合意解約となっております。当初の契約期間は平成3年3月25日から平成8年3月24日までの5年間ですが、農地法3条で締結されたため法定更新により継続中となっておりました。この賃貸借とは別に、3月30日で終期を迎える集積計画による賃貸借があり、2本を1本の促進計画にまとめるため解約するものです。18番、貸主〇〇さん、借主〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」面積10, 944m ² 。解約成立日、令和8年1月8日。土地引渡日、令和8年1月31日。こちらは売買のための合意解約となっております。当初の契約期間は令和5年4月1日から令和9年11月30日までの5年間で、基盤強化法で締結された内容となっております。〇〇さんが貸付タイプにより購入することから、売渡を受けるまでの5年間は公社が所有者となるめ、合意解約が必要となるものです。以上です。
会長	農地法第18条第1項に係る許可を要しないことが確認できたため、適法な解約と致します。

【議案】農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について

会長	続きまして、日程第5議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の要請及び認可公告について、事務局より説明願います。所有権移転及び利用権設定の新規案件は1件ごとに審議し、旧制度からの継続案件については、変更点のみ説明します。
会長	142番ですが、会議規則15条の規定により、〇〇の退席を求めます。
河内主査	今回、所有権移転が9件、利用権設定の新規が7件、継続が14件となっております。所有権移転から説明します。142番。所有権の移転をする者、北海道農業公社、所有権の移転を受ける者、〇〇さん。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」ほか2筆。総面積40, 612m ² 。反当246, 000円で、売買価格は9, 000, 000円となっております。こちらは令和6年1月に農地売買等事業により〇〇さんから公社へ所有権が移転され、〇〇さんが一時貸付を受けていた土地に係る早期売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、私です。
会長	今、事務局から説明があったとおりです。図面を見ていただけると分かるのですが、赤枠で囲んである部分が今回の対象地ですが、そのとなり〇〇-〇〇、道路を挟んで〇〇-〇〇、このあたりの並びを〇〇さんが耕作しているところでございます。〇〇さんにおかれましても、皆さんご存知のとおりまだまだお若く、意欲的に健全経営もされています。特に問題はないかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明ありがとうございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして143番。
河内主査	143番。所有権の移転をする者、〇〇さん、所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在〇〇。地番〇〇-〇〇。現況地目「田」。面積10, 944m ² 。公社から〇〇さんへの対価の支払日は4月13日。反当価格は圃場の形状により430, 000円、400, 000円、350, 000円に分かれ、売買価格は3, 773, 000円となっております。こちらは農地売買等事業による公

	社買入ですが、現在、賃貸借により耕作しております○○さんが、公社から5年間の一時貸付を受けた後、売渡を受けることとなっております。以上です。
会長	担当、安藤委員。
安藤委員	事務局の説明があったとおりでございます。○○さんにおかれましては、何年も前から○○さんへ賃貸をされておりましたが、○○の改修もありこの機に売買という話しになりました。金額ですが、こちらの地図では少し分かりづらいのですが、○○により大きな1枚の三角のような形になり、上側は既に○○さんが耕作されています。従前の土地は四角のような形でしたが、三角の部分が増えてしまい、全体でも三角のままのため、1割減400,000円を平均にして割り振り、形により430,000円、400,000円、350,000円となりました。○○さんにおかれましては、○○ですがしっかりと管理をされ問題ないと思っています。よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
伊藤委員	この図面が分かりづらいのですが、残りの部分も○○さんが耕作されているのですか。
安藤委員	そうですね。○○-○○を○○さんが作られています。この三角の部分が田んぼが5、6枚あって○○さんが所有されていました。
会長	他に何かありませんか。
会長代理	これこの後の○○の案件であれば旧水張りで出ているのがあったりと、これでいうと旧図面でないということで、そのあたりは統一した方が良いかと思います。
会長	皆さんご存知のとおり、うちの農業委員会では旧水張りでのやり取りとなるので、旧図面の方が分かりやすいかなと思います。古い地図の方が良いと思います。
伊藤委員	○○図面と○○図面を用意してもらえると分かりやすい。
会長	2枚になっても良いのでその方が見やすいかなと、事務局よろしくお願ひします。
会長	他に何かご質問、ご意見ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして144番から146番まで、こちら関連性がありますので事務局より一括説明した後に、担当者からの説明とさせていただきます。事務局説明願います。
河内主査	144番から146番までは貸付タイプによる売買で、公社から5年間の一時貸付後、いずれも○○さんが売渡を受けることとなっております。144番、所有権の移転をする者、○○さん。所有権の移転を受ける者、○○。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか2筆。総面積6,166m ² 。公社から○○さんへの対価の支払日は4月13日。反当170,000円で、売買価格は881,000円となっております。145番、所有権の移転をする者、○○さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか2筆。総面積13,498m ² 。公社から○○さんへの対価の支払日は4月13日。反当160,000円で、売買価格は2,018,000円となっております。146番、所有権の移転をする者、○○さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか11筆。総面積18,989.70m ² 。公社から○○さんへの対価の支払日は4月13日。反当170,000円で、売買価格は2,661,000円となっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局より話しがあったとおりでございます。まず、144番の○○さんと145番、

	○○さん。こちら○○、○○から来た大きなカーブのところです。農地パトロールの際にも行った縦長の田んぼです。○○さんが、○○の方になりますて若干石も少ないため 170,000 円。○○さんのところは、石も多かったため 160,000 円とさせていただきました。どちらも貸付タイプで○○さんがということになります。146番ですが、場所は○○の家の向かえになります。こちら旧面積でやりますと何枚にも分かれています、農道もあったりと入り組んだ場所となっていました。実際は1枚になっています。石とかはないのですが、山側の水はけが悪いこともあります 170,000 円とさせていただきました。こちらも○○さんということになります。○○さんにおかれましては、○○さんと○○で頑張っていますので何ら問題ないと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
伊藤委員	あっせん委員会の時に○○さんも話されていましたけれど、146番のところ○○が入っていますよね。その条件というか権利、農業委員会も関係ないことはないですよね。元々○○の○○が田んぼの下を走っているんですよね。なんば以上掘ったらいけないという条件もあるようで、何トン以上の負荷をかけたらいけなかったり、そういう条件が土地についてくるんだなど、農業委員会も把握しておいたら良いと思いました。○○の方が分かっていれば良いのですが。
事務局長	あっせん申し出ただく時に、土地の全部事項証明書をつけてもらうので、所有権のほか抵当権や今のような地上権の関係などの情報が書いてあるので、その時に伝えるようにしています。お互いに理解されていることです。
伊藤委員	お互いに知っているのであれば問題ないです。
会長	他に何かありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして 147 番。
河内主査	147 番、所有権の移転をする者、○○さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在○○。地番○○。現況地目「畑」。面積 34,665 m ² 。公社から○○さんへの対価の支払日は 4 月 13 日。反当 90,000 円で、売買価格は 3,120,000 円となっております。貸付タイプによる売買で、公社から 5 年間の一時貸付を受けた後、○○が売渡を受けることとなっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	こちらの土地ですが、山の上にある○○さんの畑であります。○○さんより○○の意向があり売買となりました。近隣を耕作されている○○さんへ話しをしたところ快く引き受けいただきました。反当価格は、下の田が 180,000 円ということありますので半分の 90,000 円とさせていただきました。○○におかれましては、意欲的に大きくされていますし、○○さん方も頑張っていられます。問題ないと思いますが、慎重審議よろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。
会長	会議規則 15 条の規定により、○○の退席を求めます。148 番。
河内主査	148 番、所有権の移転をする者、○○さん。所有権の移転を受ける者、北海道農業公社。所在○○。地番○○-○○。現況地目「畑」。面積 26,964 m ² 。公社から○○さんへの対価の支払日は

	4月13日。反当90,000円で、売買価格は2,427,000円となっております。こちらも貸付タイプによる売買で、○○が売渡を受けることとなっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	こちらも山の上の畑になります。後ほど出てくるのですが、○○さん所有農地の端の方に○○さんの畑があります。○○さんが土地を手放したいということもありまして、それであれば○○さんも山の畑はということになりました。こちらも近隣で耕作されている○○へ話しを持っていますと快く引き受けいただきました。何も問題ないかと思いますが、慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明ありがとうございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして149番・150番。
河内主査	149番と150番は即買いの案件です。所有権の移転をする者○○さん。公社を介し所有権の移転を受ける者○○。所在○○。地番○○-○○。現況地目「田」ほか15筆。総面積58,434.26m ² 。対価の支払い期限は、○○から公社が3月31日、公社から○○さんが4月20日。反当170,000円で、売買価格は8,419,000円。農地売買等事業による公社買入及び売渡の案件となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	事務局から説明のあったとおりでございます。○○さんが手放したと話しがあります、近隣でやっている○○さんへお話ししたところ引き受けいただきました。価格ですが、形の良いところが反当180,000円。悪いところが160,000円。面積を出すと、おおよそ半分になったため、平均の170,000円ということでどうかというところで、両者に納得いただきましてこの金額になっています。○○も従業員も1名増えたり、意欲的に活動されていますので問題ないかと思います。慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	担当委員の説明ありがとうございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。続きまして、151番・152番。
河内主査	続きまして利用権設定の新規案件となります。151、152番。利用権の設定をする者、○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者○○さん。所在○○、地番○○-○○の内○○。現況地目「田」。面積7,003m ² 。利用権設定の種類等、最後の171番を除き、いずれも農地中間管理権の設定で賃貸借となります。利用権設定期間につきましては、令和11年11月30日までの4年間となっております。4年間というのは現在両者で締結されている他の賃貸借期間と合わせた形です。反当価格11,000円、賃貸料は72,000円となっております。
会長	担当、私です。
会長	図面の赤枠部分が、今回新たに○○さんが借りられるところであります。周辺については、既に○○さんと○○さんの間で賃貸を結ばれています。図面ではハウスが建っていますが、現在ハウスは撤去されていて更地になっています。こちら少し特殊な土地になっていまして、地目は田なのですが、田として使う場合、水路がないところとなっています。上から田落としをしたところ排水もないということで、稲作をするとなると自費で用水路を整備しなくてはならないということで、通常であれば14,000円のところ、双方で話し合ったうえ、やや8割の11,000円とさせて

	いただきました。さらに、○○さんにおかれましては、令和6年頃から体調を崩されまして、現在は身体も自由に動かない状態のため施設に入られています。○○にいた○○さんが戻ってこられることになりましたが、本人は○○のため農業はできないということで、誰か借りてくれる方はいないかという話があり、今回に至りました。○○さんにおかれましては、○○を担う方、意欲的に取り組まれている方であります。皆さまの慎重審議よろしくお願ひします。
会長	担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
北山委員	用水・排水がないということなのですが、持ち主の方が潰してしまったのか、改良区の問題なのか。どちらでしょうか。
会長	どちらかといえば前者かと思います。過去の状況は、はっきりと把握できていませんが、○○さんから改良区へ相談をしたようですが、ご自分で対応いただきたいとのことだったようです。
北山委員	昔のルールで、末端に何へクタールないとできないというようなことも聞いたことがあったので。現在は末端まで繋ぎますけど・・。改良区の責任ではないようですね。
会長	他に何かありますか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。
会長代理	続きまして153番・154番。会議規則15条の規定により○○の退席を求めます。事務局より説明願います。
河内主査	153、154番。利用権の設定をする者○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者、○○。所在○○、地番○○-○○。現況地目「田」ほか8筆。総面積14, 649m ² 。利用権設定期間につきましては、令和10年11月30日までの3年間。反当価格14, 000円、賃貸料は182, 500円となっております。○○はこの農地に隣接する農地を耕作されております。図面で説明しますと、赤枠の対象農地の左側39-47、48、49などを○○さんから賃貸されております。
会長代理	担当、伊藤委員。
伊藤委員	ただいま事務局の説明あったとおりでございます。○○さんが賃貸されていたのですが、地元の方で土地を増やして集約ということで、○○で残っているところを手放したいということで相談があり、○○さんと○○で考えていたのですが、○○さんで借りていただくということになりました。賃貸金額につきましては、田14, 000円ということで、○○さんからの価格を引き継ぎ相場の価格としました。問題ないかと思いますが、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長代理	ただいま担当委員の説明ありましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	それでは決定いたします。
会長	続きまして155、156番。
河内主査	155、156番。所有権の設定をする者、○○さん。公社を介し利用権の設定を受ける者、○○。所在○○、地番○○-○○。現況地目「田」ほか6筆。総面積26, 123m ² 。ここで図面の訂正がございます。対象農地は○○の向いとなりまして、山側となります。図面右下○○-○○も赤枠で囲われておりますがここは対象ではありません。申し訳ございません。議案の説明に戻ります。利用権設定期間につきましては、令和12年11月30日までの5年間。反当価格9, 000円、賃貸料は220, 300円となっております。

会長	担当、伴野竜太委員。
伴野委員	はい。ただいま事務局から説明のあったとおりです。〇〇さんにおかれましては、〇〇で耳も聞こえづらくなってきていて話し合いがうまくできず、間に〇〇さんに入つてもらって進めさせてもらいました。〇〇さんの農地については、この2・3年手入れが行き届いていない状況でした。本人に確認をしたところ、他に作ってくれる方がいるのならということで、隣で耕作されている〇〇さんへ声をかけたところ引き受けさせていただきました。賃貸期間は5年で、反当9,000円です。慎重審議よろしくお願ひします。
会長	ただいま担当委員の説明ありがとうございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。
会長	157番からお願ひます。
河内主査	157番からは継続案件となりますので変更点のみ説明いたします。157、158番、利用権設定期間が3年から5年に変更されております。161、162番、利用権を設定する者、土地所有者ですが〇〇さんが他界され、〇〇の〇〇さんが相続されております。土地につきまして2本の集積計画を1本にまとめましたが、面積や金額等に変更はございません。163、164番、畠が追加されております。本年、国営工事が行われる関係で調整されたものとなります。165、166番、合意解約のときに説明した通り2本の賃貸借を1本にまとめております。167、168番、利用権設定期間が3年から5年に変更されております。169、170番、このあと〇〇さんは所有する全農地を売買する方向で進みますが、この田1枚だけが〇〇の対象となっており、耕作者が〇〇さんから変更される予定となっております。将来的にはこの田とくつつく〇〇さんが購入するという話し合いがなされておりますが、それまでの間は〇〇さんが耕作を継続することと調整しております。継続案件、ここまでとなります。
会長	ここまで何かありましたらお願ひします。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。
会長	続きまして171番。
河内主査	先月の総会で議決されました〇〇さんが所有していた農地を公社が買入した件の続きとなります。公社買入の促進計画が1月13日に公告されたため、買い手となる〇〇さんが5年間、公社から一時貸付を受ける内容となっております。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「田」ほか29筆。総面積111,737m ² 。利用権設定期間は令和13年1月12日までの5年間、貸付料は土地売買価格の1パーセントにあたる169,880円となっております。
会長	担当、伴野代理。
会長代理	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。〇〇さんにおかれましては、先ほどの案件でもありましたが、できる限り遠くの土地は手放し地元でまとめていきたいということあります。多少、努力は必要かなとは思いますけれど、皆さま方の慎重審議よろしくお願ひします。
会長	ただいま担当委員の説明ありがとうございましたが、この件に関しまして皆さんからご意見等ございませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	それでは決定いたします。

【議案】農業経営基盤強化促進法第22条第1項による要請について

会長代理	続きまして、日程第6議案第3号農業経営基盤強化促進法第22条第1項による要請について事務局より説明願います。会議規則15条の規定により○○の退席を求めます。
河内主査	はい。それでは農用地の買入協議について説明いたします。4件いずれも面積が広大であり、あっせんでの調整がつかなかったため公社へ買入協議の要請を行う内容となっております。3番、申出人住所○○。氏名○○さん。所在○○。地番○○一○○。現況地目「田」。面積19, 588m ² 。あっせん申出日令和7年12月2日となっております。
会長代理	担当、伊藤委員。
伊藤委員	事務局から説明のあったとおりですが、多少補足させていただきますと、○○さんが亡くなられて1年が経ちます。亡くなられてすぐに○○へ賃貸をかけられていきましたが、○○さんより売買をしたいと申し出がありました。○○さんへ相談をしたところ快く引き受けいただきました。価格も相場となっており話し合いが進んでいるところであります。以上です。
会長代理	ただいま担当委員から説明がありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長代理	申出者及び公社への買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。
会長	続きまして4番。
河内主査	4番、申出人住所○○。氏名○○さん。所在○○。地番○○一○○。現況地目「田」ほか6筆。総面積39, 576m ² 。あっせん申出日令和7年12月12日となっております。
会長	担当、蒔田委員。
蒔田委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。先ほど170番で説明のあった案件にも関係があります。○○さんと○○さんは親戚関係であります。○○さんがやめられた後、○○さんがずっと借りられている土地であります。今回、国営が入りましたが国営前の金額で話しを進めさせていただきました。○○さん、山側にも土地がであります。一部道営工事の絡みで残ってしまうところもありますが、それ以外は売買で手放す形となります。以上です。
会長	ただいま担当委員から説明がありましたが、この件に関して、皆さんの方から何かご意見ご質問ありませんか。
各委員	(ありませんとの声)
会長	続きまして5番。
河内主査	5番、申出人住所○○。氏名○○さん。所在○○。地番○○一○○。現況地目「畑」ほか6筆。総面積75, 810m ² 。あっせん申出日令和7年12月1日となっております。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	ただいま事務局から説明のあったとおりでございます。○○さんですが、○○されるということでありまして、既に○○はおりません。後は畑の処分ということで、こちら5番ですがこれまで農地パトロールで見に行っていた場所になります。面積も広大ということで、買入協議させていただくことになりました。相場に近い金額で調整しています。よろしくお願ひいたします。
会長	続きまして6番。

河内主査	6番も〇〇さんです。所在〇〇。地番〇〇一〇〇。現況地目「畠」ほか5筆。総面積43,687m ² となっております。以上です。
会長	担当、藤田委員。
藤田委員	こちらの方も事務局の説明があったとおりでございます。土地は、農地パトロールで見たところの〇〇を挟んで反対の山、〇〇の上になります。面積は広大です。単価については、相場に近い金額で調整しています。よろしくお願いいいたします。
会長	これまでの案件につきまして、申出者及び公社へ買入協議を行う旨の通知をされるよう要請します。

【その他】

会長	続きまして、日程第7その他についてお願いいいたします。
事務局	①2月総会の日程について ②令和7年度三町（東川町・美瑛町・東神楽町）農業委員会合同研修会について